

令和 7 年 8 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

令和7年8月 松本市農業委員会 定例総会（拡大委員総会） 議事録

1 日 時 令和7年8月28日（木）午前9時30分から午後11時00分

2 場 所 梓川保健センター 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	5 番	中川 敦	6 番	久保 節夫
	7 番	松田 和久	8 番	河西 穂高
	9 番	丸山 茂実	10 番	矢嶋 壽司
	11 番	御子柴清市	12 番	塩原 秀俊
	13 番	田中 悦郎	14 番	細江 弘光
	15 番	塩原 俊昭	16 番	松尾 英志
	17 番	濱 博	18 番	齋藤 勝幸
	19 番	奥原 邦義	20 番	倉科 孝明
	21 番	塩原 至	23 番	二村 喜子
	24 番	上條信太郎	25 番	山田 久子
	26 番	村山さえ子		

(2) 推進委員 10人	推1 番	原 弥生	推5 番	百瀬 文仁
	推7 番	上杉 壽和	推8 番	石川 克彦
	推10 番	手塚 稔幸	推11 番	中野 浩史
	推12 番	横山 泰治	推14 番	原口 知明
	推16 番	丸山 貴久	推18 番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	22 番	古畑 英俊		
(2) 推進委員 8人	推2 番	小笠原鉄夫	推3 番	梶原 知子
	推4 番	古家 豊和	推6 番	赤羽 武史
	推9 番	横山 竜大	推13 番	清水 麻未
	推15 番	平林 章司	推17 番	太田 稔

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第98号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第99号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件
……………（議案第100号～議案第107号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件
……………（議案第108号～議案第110号）

- オ 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件……………（議案第 1 1 1 号）
- カ 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件……………（議案第 1 1 2 号）
- キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件
……………（議案第 1 1 3 号～議案第 1 1 5 号）

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 非農地証明の交付状況の件
- ウ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件
- エ 公共事業の施行に伴う届出の件
- オ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件
- カ 農地法第 4 条の規定による届出の件
- キ 農地法第 5 条の規定による届出の件
- ク 農地法第 4 条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

- ア 第 1 0 回長野県農業委員会大会における要請事項及び県選出国會議員との農政懇談
における検討課題について
- イ 令和 7 年度松本市農業施策に関する意見書（案）について
- ウ 令和 7 年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者表彰候補者の推薦について

(2) 報告事項

主要要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

- | | | | |
|--------|----------|------|-------|
| 8 出席職員 | 農業委員会事務局 | 局 長 | 清沢 卓子 |
| | 〃 | 局長補佐 | 上條 仁 |
| | 〃 | 係 長 | 草田 崇博 |

- 9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により成立

- 10 会長あいさつ 田中会長

- 11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第 3 条により田中会長が議長に就任

- 12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 2 番 小林 節夫 委員
3 番 柳澤 一向 委員
〔書記〕上條局長補佐、草田係長

- 13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めます。

初めに、議案第 98 号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について上程します。

議案は別冊資料になります。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、地元の委員から説明を求めます。

本郷、柳澤委員。

柳澤農業委員

別冊資料の 1 枚目の裏です。この方は、これまで農業を特になさっていない、経験がなかったわけではなくて、お父さんが今、休耕地も含めて 1.5 町歩くらいご自分でやっているのですけれども、それを時々お手伝いしてきたというふうなこともあります。ご本人は今、土木関係の仕事なのですけれども、いよいよおやじの年になってきた。年になってきたといっても、おやじと僕は同い年なのですけれども、自分が少し手を入れないといけないのではないかとというふうなことで、新たに休耕地を 80 アールくらいですか、それを借り受けて、そこから少し稲作を始めたいということのようです。今は借りた休耕地の草刈りをしているようです。先日お宅にお邪魔して、おやじさんも含めて話をしたのですが、本人、43 歳だったかな。非常にやる気は十分で、ただ、気持ちだけが先走っているかなっていうところもあったのですけれども、でも、そのくらいのほうが中山間地でこれからやっていくには適しているのではないかと思います。非常に数少ない若手と言っていいでしょう。地区の担い手になってくれるということで、私は大いに期待しています。

以上です。

議 長

続きまして、事務局から議案の説明を求めます。

上條局長補佐

議長。

議 長

上條補佐。

上條局長補佐

それでは、議案第 98 号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件について説明をさせていただきます。

特記事項等ございませんので、合計のみ申し上げますので、先ほどの別冊 2 ページの一番下のほうをご覧ください。2 ページ一番下。

合計筆数 88 筆、貸付者 52 人、借入者 39 人、権利設定面積 11 万 8,458 平米です。

以上で議案の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
以降、議案の採決においては、農業委員が対象となります。
議案第 9 8 号について、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定します。
続きまして、議案第 9 9 号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について上程します。
事務局の説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、3 ページをご覧ください。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について、合計のみ申し上げます。
件数 1 件、筆数 1 筆、合計面積 4 8 6 平米となります。
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に対しまして委員から質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、ただいまから集約します。
議案第 9 9 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定します。
続きまして、議案第 1 0 0 号から 1 0 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請許可の件、8 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐

それでは、総会資料 1 ページをご覧ください。併せまして、お手元にある位置図資料を、3 条の議案、あとの 4、5 条の議案についても位置図と写真を参考にしてご覧ください。

それでは、総会資料 1 ページ、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明いたします。

議案第 1 0 0 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

議案第 1 0 1 号は、農業経営規模拡大のため、所有権移転するものです。

議案第 1 0 2 号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

2 ページおめくりください。

2 ページ、議案第 1 0 3 号から 1 0 6 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。

議案第 1 0 7 号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

参考資料として、新規就農者の情報を 3 ページに記載しています。

以上 8 件につきまして、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長

それでは、地元委員の意見を求めます。

議案第 1 0 0 号、濱委員。

濱農業委員

1 0 0 号ですが、この前、今回の申請人の〇〇の名前で出ていましたが、許可後に仕事が忙しくなってできないから、譲受人を〇〇である〇〇として、再申請ということで出てきております。それで、現状の農地ですが、前回からまだ権利移転が確定していませんので、農地のほうはまだ手つかずで、2 メートルぐらいの草丈になっています。地主の方も、もう耕作できる状況ではありませんので、周りの方からも何とかしろと言って話が出ているのですが、誰がやるっていう話のなかで、今のところ宙に浮いたような農地となっています。できるだけ早く耕作をやってもらいたいという声がありますので、譲受人の〇〇さんは、前回の違法転用のときに農地復帰した人ですので、登記が終わり次第、手をつけてきれいにするという話でございましたが、自家用野菜、トマト、キュウリをやるに 2 反 1 畝は多くはないかと言って、2 反 1 畝と 3 畝がありますので 2 反 4 畝ですが、ここで自家用野菜を全部で埋まるわけと言ったら、いや、全部はやらないけれども、管理だけは適正にやるという話でしたので、それ以上こちらはどうこうしろということとは言えませんでしたので、周りに迷惑をかけてきた農地ですので、ぜひ適正な営農をしてくださいというふうには伝えておきました。

申請地自体は、前回のごみを掃除するときに、大分石を浮かせちゃって、ちょっと耕作には不向きかなというような状態ですが、何とかするというのでございました。

以上です。

議 長 続きまして、１０１号と１０２号、松田委員。

松田農業委員 １０１号ですけれども、譲渡人が所有者となっているのですけれども、現状はもう何年も前から譲受人が耕作しているということで、ここで正規に登記を移転したいということでもありますので、問題ないかと思います。

それから、１０２号ですが、〇〇さんは数年前に申請地の隣の宅地を購入したのですけれども、それに付随する農地がありまして、それをぜひ買ってもらいたいということで、地権者〇〇になっておりますけれども、それを正式に売買をして耕作をするということで、〇〇さん自体は、もう既にこの土地をもう耕作しておりますので、問題ありません。

以上です。

議 長 １０３号、武井委員。

武井農業委員 譲渡人の〇〇さんですけれども、高齢でございます。長男が居るのですけれども、ちょっと体調を崩しているということで、〇〇の〇〇さんに贈与するという案件でございます。〇〇さんは現在、〇〇に住んでおりますが、もう既に５年ほど前から通作で自家用野菜を作っております、父親に教わりながらやっておるということで、非常にきれいに耕作しておりましたので、農地保全の観点から問題ないと思います。

以上です。

議 長 １０４号、小林委員。

小林農業委員 譲渡人の〇〇さんが、高齢のため、譲受人が農地管理するという案件です。現地を見てきました。サツマイモが植わっていまして、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 それでは、１０５号、１０６号、１０７号、倉科委員。

倉科農業委員 議案１０５号ですけれども、〇〇さんがご自身所有の農地の隣接となります農地、１筆、８４２平米を〇〇さんから贈与によりまして所有権移転を行うというものです。場所は〇〇の集落内で、松本市の〇〇の北東１００メートルくらいの農用地区内になります。〇〇さん、高齢で管理が難しいため、これまで利用権設定をされて耕作されていた〇〇さんに贈与をするというものでありまして、特段問題はないと考えております。

続いて、議案１０６号ですが、〇〇さんが農地、３筆、６，０９２平米を〇〇さんから売買により所有権移転を行うというものですけれども、場所は、二筆が〇〇集落内で、〇〇と〇〇の中間地点辺り、もう一筆は、畑地帯の裏のほうにありまして、〇〇地籍の〇〇の北西２００メートルほどの農用地区域内になります。経過としましては、おとし所有者の方が亡く

なりまして、〇〇さんが相続されたのですけれども、県外在住であるため管理ができないということで、今回、親類関係に当たります。〇〇さんに所有権の移転をすることになったものであります。こちらも特段問題はないため、許可は適当と考えております。

続いて、１０７号ですけれども、〇〇さんがご自身所有農地の隣接となります農地、１筆、２６４平米を〇〇さんから売買により所有権移転を行うものでありまして、〇〇の集落内の〇〇の〇〇の東側２００メートルほど入ったところの農用地区域内になります。〇〇さんは高齢のため耕作者を探されておりまして、隣接農地の〇〇さんにお声がかかったという経過がございます。こちらも特段問題はないと考えます。

以上です。

議長 続きまして、全体を通じまして質問、意見等を求めます。

濱委員、議案第１００号の懸念ですが、現状遊休荒廃地で、それでこのまま放っておくと、なお一層迷惑をかける。こういう３条で今度は所有権の移転がある。現状よりはこれで改善する見込みがあるというような判断ですか。

濱農業委員 そうですね。現状の持ち主の方は、もうちょっと仕事が満杯で、田んぼにまで手が回らないという状況だそうで、こちらの〇〇さんのほうへ移れば、前回の違法転用したときの農地復旧も、この方が実質的に全部しましたので、内容は分かっていますし、今までよりは改善される見込みがあるなというふうには思うので、今後の利用を注視していきたいと思います。

議長 今、地元委員の意見を聞きました。
事務局、何かコメントありますか。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 今、濱委員さんが言われたとおり、一度違反転用の状態を解消しまして、きれいな更地になっておりました。私もそれを確認しています。

ただ、今、地主さんはなかなか耕作が忙しくてできないということで、そこから草が生えてきまして、このたび、特に、起こせば、大丈夫だと思うのですけれども、草が生えている状態を解消し、自分たちで野菜をやっていくということなので、これで許可があれば、きれいな農地にまた状態が戻るということでお聞きしております。

以上です。

議長 ほかに意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、8件について、一括して集約します。

農業委員の皆様に聞きますが、議案第100号から107号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第108号から110号 農地法4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程しますが、議案第108号に関連する議案第111号 農地法5条の規定による許可申請承認の件、1件も併せて上程します。

事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議長 上條補佐。

上條局長補佐 それでは、議案書の4ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
議案第108号、転用目的、建て売り住宅です。
関連がありますので、議案第111号、5ページをご説明いたします。
議案書5ページ、転用目的、同じく建て売り住宅となっております。
議案第109号、転用目的、営農型太陽光発電施設です。一時転用の3年ごとの更新で、今回は2度目の更新となっております。
議案第110号、転用目的、農業用施設用地です。農振用用途の変更済みで、やむを得ないものとして追認申請となっております。
以上、こちらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長 地元委員の意見を求めます。
議案第108号と111号を濱委員、109号を倉科委員、議案第110号を塩原至委員。
まず、108号と111号を濱委員。

濱農業委員 位置図資料の写真のほうを見ていただいて、白枠で囲ってある奥のほうは108号です。それで、手前のほうが111号になります。奥側は、これ、もともとは〇〇の〇〇があった場所になります。〇〇さんだった人が兼業農家で〇〇を始めて、それから後、温室を建てたというようなことで、〇

○機能を持たせてやっていたのですが、ここを全て取壊して、更地状態に戻してあります。奥のほうは宅地、自宅のあった場所で、自宅を畳んで、そこへ事務所兼倉庫が建たっていましたが、そこもきれいに更地に戻してあります。１０８号のほうに宅地沿いに農地があって、その部分が今回出てくるところでございますが、これは周りに、全部住宅になっても周りに影響がないですし、ちょうど私の○○に入るところですので、ちょっと軒数がやたら増えるので、それが懸念されるだけで、物理的に日当たりが悪くなって農地に困るとか、そういう場所ではございませんので、いっそこれで片つけてもらったほうがいいかなという思いはあります。

以上です。

議長 続きまして、１０９号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、○○さん所有の農地、１筆、１，４１７平米のうち１０．７平米を営農型太陽光発電施設として３年間の一時転用許可の申請が上がってきているものです。場所は○○地籍の○○の西側２００メートルほどの畑地帯の一角になります。当該農地は、西側が道路、残り３方が農地に接している状況です。

この案件、いろいろ地元でも話が出る場所ですけれども、今年再申請があるという情報がありましたので、今年の５月に二村農業委員さんと事務局職員と私の３名で申請人の代理人である○○さんと現地確認を行った経過がございます。その際には、パネルの下で栽培されている○○の生育が確認され、草も刈ってきれいな状況でありました。その後、５月に私もリンゴの摘果があって上のほうへ上がって行ったら、たまたま通りかかったところ、○○さんが彩果かごに山になるぐらい○○を取っている姿を拝見しまして、きちんと収穫されているなという状況は確認したところでございます。

ただ、現在、成長してきた○○と雑草が非常に繁茂している状況にあるということで、これがちょっと周辺への影響があるようであれば、草を刈るなりといった指導をしていただくことが必要なのかもしれませんけれども、今後も適正に管理されるということを前提に、本件における一時転用についてはやむを得ないものと考えております。

以上です。

議長 続きまして、議案第１１０号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 申請地は、○○の○○から松本側に若干下ったところがございます。○○さんにつきましては、スイカを多くやっております、この案件、追認案件でございますが、波田地区の農振協議会でも１回見に行きまして、農業には必要なもので、やむを得ないかということをおっしゃっております。やむを得ないものとして見てきました。

以上です。

議長 次に、現地調査をした委員に意見を求めます。
議案第108号と109号、111号を塩原至委員、議案番号110号を村山委員。

塩原（至）農業委員 108号、111号につきまして、先ほど濱委員のほうから説明がございましたとおりで、周りは本当に宅地だらけということで、これにつきましては問題ないかと思います。

あと、109号につきましては、倉科委員が言ったとおりであります、村山委員と私と事務局で22日に立ち会って見たところ、本当に道のほうにフェンスがございまして、そこにももうやはり草で中が見えないというぐらいで、そして隣の畑も、一応通路といいますか、車が入れる幅、道が、道というか、私有地、双方で多分ここは通ってもいいと思うのですが、そこまでもう草だらけで、これだとやはり全部周りの人にも迷惑かかるから、ある程度周りに迷惑かからない程度に草刈り等を、当道のフェンスのところも、防犯のために草を生やかしているならば、いいというわけではないのですけれども、そこら辺を、道が狭くなりますので、ちゃんときれいにしていただきたいと思いました。

以上です。

議長 続いて、村山委員。

村山農業委員 既に建っているもので、周辺の影響もないことを確認しました。問題はないと思います。
以上です。

議長 二村委員、何かコメントありますか。

二村農業委員 109号の営農型太陽光発電施設の話ですが、私、先月四賀のほうにネギの栽培を見に行ってきました。文句なしに、それは本当に営農型の太陽光だというふうに思いました。

ここは、私のうちのすぐそばのおうちなので、あんまりいろいろは言いたくないのですが、前は、もうそれは大変なことで、会長も本当にこれはもう撤去するしかないぐらいのところまでになってしまい、栽培品目が○○になりました。

私、たまたま○○で野菜作っている○○さんを知っているのですが、様子を聞きに行ったら、太陽光発電施設の業者から、周辺の農地に声がかかっているとのこと。○○の○○さんが、昨年、熊がここに入って、もうちょっと草刈ってもらいたいという話はされていたので、今、塩原委員が言われたとおり、ちょっと管理をしたほうがいいのではないかなというふうに思います。

ここは、営農していないということはないのですが、収穫がやっぱり7割

というのが、それが証明はできない形になっているので、そのところが何かできたらいいのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

議 長 事務局、コメントありますか。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 先ほどお話がありましたように、ある程度、道のフェンスの周りの草刈りとか、周辺の農地に与える影響がないということが転用許可の要件の1つにもなっていますので、〇〇にとって必要不可欠なある程度の丈の高さの草はやむを得ないと思うのですが、それ以上で、周辺の農地に与えた害虫とか、あと日の当たりとか、通風とか、そういった形で影響を与えるようだったらいけないので、代理人にも、許可書を取りに来たときに、担当者のほうから草刈りは適切な時期に適切に管理をしていくようにということをご指導していきたいと思います。

また、県の有識者、これ、農業農村支援センターの職員ですけれども、事務局職員と直接面談して聞き取りを行ったところ、今回の申請地は、県内でもほかの〇〇の栽培しているところに比べて優良であるというような見解はいただいているということを報告しておきます。

以上です。

議 長 ほかに意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、3件と農地法5条の規定による案件、1件について一括して集約します。

農業委員の皆様に聞きますが、議案第108号から110号及び議案第111号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第112号 相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1件について上程します。
事務局から説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 議案書 6 ページをお願いいたします。
相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件について説明いたします。
位置図資料等を参考にいただければ、11 ページ以降、引き続き農業経営も含めて、ご参考ください。
議案第 112 号、井川城にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
百瀬委員。

百瀬農業委員 お父さんが昨年末に亡くなられて、それで相続をされるということで、納税猶予ですけれども、登記上は、そこに 5 筆ありますけれども、畑と原野と畑、田んぼ、いろいろありますけれども、現状を見てきましたが、住宅街の中にある宅地というか、お住まいのところに続いたところですが、〇〇というのが大分広いけれども、この半分が畑として自家用野菜をやっておられました。それ以外は全て田んぼとして稲作を行われていたということで、特には農地として全く問題ないと思います。
以上です。

議 長 全体を通じまして質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、相続税の納税猶予の適格者証明願承認の件、1 件について集約します。
農業委員の皆様に聞きますが、議案第 112 号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第 113 号から 115 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3 件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐

議案書の7ページをお願いします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第113号、高宮にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第114号、村井町北にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

8ページおめくりください。

議案第115号、寿中にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

以上になります。よろしくお願いします。

議 長

地元委員の意見を求めます。

113号、百瀬委員。

百瀬農業委員

113号ですけれども、高宮にお住まいの〇〇さんですけれども、筆が5筆になりますけれども、場所としては、位置図資料の13ページにありますように、3か所に分かれております。いずれも住宅地の中にある小さな畑ですけれども、自家用野菜を3か所とも丁寧に作られておられるということを確認いたしましたので、特に問題はないと思います。

以上です。

議 長

続いて、114号、御子柴委員。

御子柴委員

〇〇さんは、実家の南側に申請農地がありまして、周りは小学校とか商業施設に囲まれていて、管理はしっかりしておりました。ほぼ自家菜園を中心にやられているということで、問題はありません。

以上です。

議 長

続きまして、115号、河西委員。

河西農業委員

115号ですけれども、判断に迷う案件でした。

これ、2筆あるのですけれども、いずれも住宅に囲まれていて、住宅敷地の続きというか、一部みたいな圃場になります。現地確認したところ、右側の〇〇のごく一部ですね、平米で言ったら20か30平米ぐらいで大豆、あとトマトあたりを栽培していて、ほかの部分ですね。〇〇と〇〇のほかの部分は、耕起がされてなくて、草だけ多分1か月ぐらい前かな、伸び方からすると。それくらいに刈って、草刈りも完了しているという状態でした。こういう状態なので、事務局から本人のほうにもご確認をしていただいて、今後もしっかり管理していくっていう返答をもらったところですよ。

個人的には、ちゃんとやっていただければいいのかなというふうには思っています。

あと、法律的なところは、ちょっと詳しくないので、そのあたりの補足を事務局からしていただければありがたいと思います。

以上です。

議 長 事務局。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 今お話がありましたとおり、一部で栽培をしているけれども、全体から見れば、ごく一部だということですが、草刈りをしているということで、農地保全という観点でいけば、保全をしているということになります。今後しっかり農業として、そこをなりわいの場所としているかということ、ちょっと疑問が残ります。また担当者のほうから意向の確認もしていますし、しっかり農地保全をして、いつでも農地としてすぐ使えるような状態であって、たまたまこの20から30平米、大豆、トマトを栽培しているということでもありますので、今回は違法なところは見受けられないので、いつでも農地に復旧できる状態な保全的な部分から見ると、今回、農地として扱って、証明に差し支えないと思っております。

以上です。

議 長 基本的には、税務署からの委託業務という言い方は悪いが、そういうことのチェック機能が主だと思います。納税猶予とこの引き続き農業経営。だから、そういうところは、やはり3条、4条、5条、その辺と、法的業務とは若干質の異なるものだと思いますので、今、事務局から説明、また河西委員からも話がありましたとおりの見方でいいかと思いますが、その辺含めて、何かこの案件に対して質問意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について一括して集約します。

農業委員の皆様になりますが、議案第113号から115号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからクについて一括説明を求めます。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからクについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いた

しました。

資料の 9 ページからお願いいたします。

9 ページ、現況証明の交付状況の件、1 件、10 ページ、非農地証明の交付状況の件、2 件、11 ページから 12 ページ、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件、13 件、13 ページ、公共事業の施行に伴う届出の件、1 件、14 ページ、15 ページ、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件、20 件、16 ページ、農地法第 4 条の規定による届出の件、3 件、17 ページ、農地法第 5 条の規定による届出の件、4 件、18 ページ、農地法第 4 条の規定による農業用施設届出の件、1 件。

以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま報告事項について委員からの質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議長 　　意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおりなので、承知おきを願います。

農地に関する事項が終了しました。その他農業委員会業務に関する事項については、10 時 30 分再開します。

(休 憩)

議長 　　定刻になりましたので、再開いたします。

続きまして、協議事項ア、第 10 回長野県農業委員会大会における要請事項及び県選出国會議員との農政懇談会における検討課題についてを議題とします。

これ以降は推進委員の皆様も議決に参加していただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長 　　農業委員会事務局の草田です。

資料 19 ページをご覧ください。

まず、この件につきまして、資料の追加がございます。事前に送付した総会資料について、24 ページと 25 ページの間の資料が抜けておりました。本日 1 枚で当日配付資料としてお手元にお配りしております。併せてご参照ください。申し訳ございません。

要旨ですが、11 月 19 日水曜日に松本市で第 10 回長野県農業委員会大会を開催し、国・県に対する要請決議を予定しています。

農業会議より要請事項の報告依頼を受け、各委員から先月提出していただいた要請事項をまとめました。

また、これを基に松塩筑安曇農業委員会協議会が開催する県選出国會議員との農政懇談会用の検討課題も作成しましたので、両案について協議をお

願いするものです。

報告案についてですが、要請事項の報告案ですが、先月ご提出いただいた皆様の要請事項案について、重複しているものや関係するものをまとめて作成したものです。

また、県選出国会議員との農政懇談会における検討課題案につきましては、要請事項で提出いただいたものの中から意見が多かったものを中心に2つまとめたものを作成しております。

提出先ですけれども、要請事項報告案につきましては、長野県農業会議へ提出をいたします。同会議において取りまとめられ、11月19日の農業委員会大会で要請決議が行われる予定です。

県選出国会議員との農政懇談会における検討課題案につきましては、松塩筑安曇農業委員会協議会に提出いたします。同協議会において取りまとめられ、12月に予定されております県選出国会議員との農政懇談会で検討される予定です。

資料にはありませんが、先月、長野県農業委員会大会におけるスローガンの募集がありました。このスローガンについて、日頃委員の皆様について農業委員会活動を通じて感じておられる思いだとか、地域農業への願いなどを込めたスローガンがありましたら、ご提案をお願いいたします。

ご提案いただける場合には、9月5日までにご連絡をお願いします。特にご提案等ございませんでしたら、事務局で作成して提出をさせていただきたいと思っています。

以上です。

議 長

この2点について事務局から説明がありました。

ただいまの事務局からの説明について、発言、意見のある方はお出しをお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですね。

こういうことでまた大会がありますし、また今年からまた松塩筑安曇農業委員会協議会でも地元選出国会議員とのコンタクトを取る機会があります。前段の挨拶でも多少申し上げましたけれども、その辺の内容も含めた中でこのこんな内容で進めていきたいと思いますので、またご了解をお願いします。

なければ、これより集約を行います。

以降、推進委員の皆様も含めましての集約となりますので、お願いします。本件についてご了承いただける委員の皆様には挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は承認されました。

続きまして、協議事項のイ、令和7年度松本市農業施策に関する意見書（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

資料につきましては、こちらも本日配付させていただいたものになっております。左側をホチキス留め2か所してあるものです。そのページが2ページになります。令和7年度松本市農業施策に関する意見書（案）についてです。

前回総会后、事務局で必要と思われる修正を行いましたので、その内容について協議をお願いするものです。

主な変更箇所は3点ございます。

まず1点目ですが、横浜ジュニアビレッジ根っこ塾の取組を学ぶ機会に関する記述です。今の総会の資料で言いますと、6ページになります。下線が引いてありますが、修正前は「市民や関係部署」としておりましたが、より参加対象を明確にするため、「農業関係者、子どもを持つ保護者、市の関係部署等」と修正してあります。

2点目ですが、その下の部分です。農林業まつりに関する内容です。「農業への関心や理解を広げるため、農林業まつりのようなイベントも有効と考えられます」とのみ記載していましたが、今回、子供と農業の関わりという視点から、農林業まつりに関する内容を追記しました。農畜産物の展示・販売を通じた交流、地域や家庭での要は話し合うきっかけになることなどを加えました。

3点目は、獣害対策に関する部分です。8ページの下の部分ですが、変更前は「地域全体の理解の促進を求める」という記述でしたが、新たな防護柵の設置において、合意形成が難しい状況もあり、市も地域と一体となって住民の理解促進に取り組んでいただきたいというような内容に修正いたしました。

以上の3点が主な変更内容となりますが、9ページにジュニアビレッジ根っこ塾についての補足資料を意見書に添付したいと考えています。

今後の進め方ですけれども、来月の総会で意見書を決議していただいて、10月3日に市長に意見書を提出します。来月の総会でも改めてご説明しますが、10時から市長応接室で意見書を提出する予定ですので、役員の方はご対応をお願いいたします。

11月7日に市長との懇談会になります。この際は全委員での対応になりますので、よろしくお願いいたします。

以上が修正点の説明となります。

あわせて、根っこ塾の導入の方針についてなんですけれども、導入に当たっては、市が企画して運営する行政の主導型なのか、根っこ塾のような企業が主体となって市が支援する方法なのか、今後、市の関係部署と話をする中で、こういった方向で農業委員会として考えていくのかというところ

も伝えていきたいと思っていますので、その辺も参考にご意見をいただければと思っています。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。項目事項2つありますので、一つずついきたいと思いますが、まず地域における子供の農業の関わりの各項の項目について進めていきたいと思っています。

柳澤委員長、何かありますか。

柳澤農業振興委員長 前回の総会の後、農業振興委員会で短時間、ちょっと内容について意見交換したんですけれども、総会でも皆さんからおおむね賛同を得られるような内容だったということと、あと一部、今日、草田さんに追加でもう少しより明確に分かりやすいような表現にさせていただいたってことで、大体これでいいんじゃないかなっていう気はしています。

ただ、今になってこういうことあれなんですけれども、昨今、松本の中でも熊の出没のニュースが出てきて、熊によるいわゆる農作物だけでなく、人的な被害が北海道だけの問題じゃないということで、多分そういうことがこれからこのまま放っておくとだんだん広がっていくんじゃないかなっていう懸念はあります。

ですから、有害鳥獣の対策という意味では、これまでは既に10何年か前に設置した防護柵の維持管理というふうなことでやってきたんですけれども、その維持管理一つ取ってみても、もう現実問題としてできなくなっているんですよね。そうすると、これから予想される、あるいは予想というよりも、もう兆候が出てきているそういう獣害を防ぐために、もう維持管理できないような場所とは違うところに、違うところって、もうちょっと管理しやすい場所に防護柵を造り直すというふうなことを考えないと、これからの維持管理、向こう10年とか15年見たときに、できなくなっていくような気がするんで、それはまた市長との懇談会で言えばいいのかもしれないんですけれども、ちょっとそんな最近はちょっと懸念を持っています。

以上です。

議長

あれですかね、自分ではないんですが、今、委員長おっしゃった2番目の項目の中の追記のような考え方ですね。

柳澤農業振興委員長 そうですね、はい。

根っこ塾は、確かに草田さんおっしゃったように、どういうふうにスタートするかということが非常に重要で、しかも難しい問題だと思うんで、神奈川のように、そういうことを先立ってやろうという人たち、むしろそのリーダーがいるかいなかったってことで決まるような気がするんです

よ。

それで、これ、結局行政主導っていうのはなかなか難しそうな気がするんで、むしろやっぱり要はお金を出してでも農業のことを勉強したいというような、そんなようなやっぱり状況にしないと、長続きしないんじゃないかなっていう気がするんですね。

ですから、そういうリーダーをどうやって見つけてくるか、あるいはリーダーになる人が本当に出てくるのかっていうあたりが何か1つのポイントになるような気がするんですけども。

議長

ありがとうございます。

前段私が申し上げたとおり、まず1番の項目の地域における子供との農との関わり合い、あの後振興委員会に出させてもらった中でも、やっぱりカテゴリーというか、それをやっぱり、あのときにも出ておりましたけれども、周知広報だっというようなことも意見の中で出ておりましたし、具体的にということの中では、やはりそんなカテゴリーから出発するんじゃないかなという気がします。

大きな項目は、こういう形の中で、根っこ塾という説明から入った中で、そういうようなシステムというか、カテゴリーというか、段階というかになるような気もしますが、じゃ子供との関わり合いの中で、今、委員長も発言がありましたとおり、事務局からのそういうことで、少し追加させた中で書いてありますが、こんな形の中で皆さんのご意見を伺います。

前回の総会のときにも、それぞれ皆さんから賛同する意見賜りましたけれども、そういうことで、今度は具体的に何をやるかっていう今度は段階になってくると思いますので、その辺も含めた中での意見書ということで、我々はこういう意見を持っているという形の中の進んでいくということですが。

河西委員。

河西農業委員

ただいまの具体的に、じゃどうやって立ち上げていくというのは大きな課題だと私も認識します。実際に根っこ塾は横浜以外にも静岡だったり、横須賀だったり展開して活動しているわけで、そこでもやっぱりスタートというのが当然あったわけですね。だから、そういうところの経験を具体的に詳しく聞いて、協力してもらおうという体制をつくっていくのが第一歩になるんじゃないかなっていうふうに思います。

議長

途中でやり取りはあんまりここでは深掘りしませんので、ご意見はご意見として賜っておいて、後で今度は総会への本文の提出というふうになるとしますので、お願いしたいと思います。

いいですかね。本文成文化の前の1つの手前の段階ですので、また9月の総会には成文した中で、また皆さんにお示しして、議決を願うという段階になっております。

また何か補足等ありましたら、またお願いしたいと思いますが、じゃこの

場はこれで収めさせてもらって、また事務局とまた委員長主体で、また振興委員の皆さんにやる機会があればお願いしたいと思います。

それでは、2番目の項目の中の有害鳥の話ですが、先ほど委員長からのお話もあったとおり、近々の問題として、それぞれすごい勢いで有害鳥だし、やはりあのときの出発点は、生活まで侵される有害鳥の被害ってということで、今日の午後、それぞれ地元の委員の方、担当の方も見えた中での学習会するわけです。その内容についても、また意見書の懇談会の折にも生かせたらという感じはしますが、前段の委員長さんからの発言も含めまして、皆さんからご意見等ありましたら承ります。

議 長 矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員 一応この内容で、例えば補助金のかさ上げといいますか、増額等もこの中にありますけれども、やはりいろいろなお話、最近新聞でも話題になってきていて、行政としても、もうちょっと一步踏み込んで直接関わっていくような体制ができないかどうかということですね。いわゆる兼務でもいいですけれども、職員の配置、いわゆる防護柵管理に関することとか、いわゆる見回りといっても、やっぱりその地区地区で高齢化していますので、先ほど防護柵をもうちょっと管理しやすい場所に設置し直したらどうかって委員長のほかからお話があったんですけれども、そうではなくて、それも1つですけれども、行政のほうでそういう担当の職員の配置というのはできないか。一步踏み込んで取り扱っていただけないかどうかっていうのはどうかなっていうふうに考えました。

以上です。

柳澤農業委員 ここの書き出しに、これ、熊を追加したほうがいいですね。
いや、「シカ、サル、イノシシ、ノウサギなど」って書いてあるんですけれども、いや本当これ、冗談じゃないんですよ。実際には熊が農作物を荒らし始めているということも出てきていますので、ちょっと対象をそこまで広げておいたほうがいいような気がするんですけれども。

議 長 よろしいですかね。今の発言はそれとして、いいですよ、これ、熊を入れるものについては。

草田係長 はい。

議 長 よろしいですか。骨子はこうということで、また成文化して、また先ほども申し上げたとおり、また9月の定例総会には皆さんに完成品をお示しして、議決を願うというふうな段階でいきたいと思います。

いいですか、これで。

草田係長 はい、ありがとうございました。

議長 そういう、そういうというか、お話もありましたとおりの内容でいきますので、またそれぞれ当日は市長と主立ったもちろん部長も出ますし、それぞれの中でぜひ真剣に考えてくれということを我々の総意としてお願いしたいと思いますので、またご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

 これは採決いいのか。いいですね。

草田係長 はい。

議長 そういうことで、また次回の総会にまた議決をお願いします。

 続きまして、協議事項のウ、令和7年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者表彰候補者の推薦についてを議題といたします。

 なお、こちらの協議事項については、事前にお送り次第には記載されておりませんが、議案発送後に松塩筑安曇農業委員会協議会より依頼がありましたので、追加させていただいたものであります。

 事務局の説明をお願いいたします。

 草田係長。

草田係長 続きまして、当日配布資料の10ページをお願いいたします。

 令和7年度松塩筑安曇農業委員会協議会農業功績者等表彰候補者の推薦についてです。

 要旨ですが、この協議会の表彰規程に基づき、地域農業振興等表彰者の推薦を行うに当たり、その推薦方法について協議をお願いするものです。

 表彰枠についての申合せ事項です。

 地域農業振興等功績者は、松本市から3名または3団体となっています。

 農業委員永年勤続功績者は、農業委員会を連続3期以上務め、退任された方となっています。

 3番、地域農業振興等功績者表彰の推薦方法についてです。

 事務局の方針としまして、過去の推薦経過により、市内21地区から3地区を選定し、各選定地区内から1名または1団体の候補者として推薦していただきたいと思います。

 推薦候補地区案ですが、別紙1、13ページにこれまでの地区選定一覧を記載していますが、今年度は芳川地区、神林地区、和田地区とさせていただきます。

 推薦方法ですが、お忙しいところ申し訳ありませんが、該当地区の農業委員さんにつきましては、推薦候補者を選定し、別紙様式2の功績調書の作成、提出をお願いいたします。

 候補者が個人の方の場合には、功績調書の添付書類として別紙様式3の履歴書の作成、提出もお願いいたします。こちらには記載はありませんが、団体の方を推薦する場合には、履歴書に代えて活動状況が分かる書類の添付、例えばこれまででは団体の総会資料などを添付していただいております。

提出期限は、１０月３０日の木曜日の定例総会までをお願いいたします。
参考資料として、表彰規程、過去の受賞者の記録を添付していますので、
参考にいただければと思います。

この表彰につきまして、表彰者の推薦について、どの市村も選出に苦慮されているそうです。松塩筑安曇農業委員会協議会の会長会議で無理に推薦することなく、候補者がいる場合には推薦をするという話があったそうですので、松本市におきましては、これまで推薦がなかった地区については、翌年度に持ち越しをしていましたが、今年度以降は翌年度に持ち越さず、次の順番の地区に回すこととしたいと思います。

候補者、該当する方がいらっしゃれば推薦をしていただきたいと思います
が、無理だなというときは、無理をなさらずということです。よろしく
お願いいたします。

説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

昨年のような機会にもそういうような発言がありまして、無理に出す
必要もないんじゃないかというお話の中から、意義も含めまして、こうい
うような結論になりましたので、了解をお願いします。

この案件につきまして質問、ご意見等あったら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようですので、本件については了承いただける委員の皆様は挙手をお
願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は承認されました。

芳川、神林、和田地区の農業委員、最適化推進委員の皆さんは、模範とな
る功績のある方がいらっしゃいましたら、推薦をよろしくお願いいたします
ます。

次に、報告事項の主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたし
ます。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

総会資料の２６ページお願いいたします。

主要会務報告並びに当面の予定についてです。

８月６日、令和７年度松本地区新規就農者のつどいに会長に出席をしてい
ただきました。

7日、松本市農業振興地域整備促進等協議会に会長、会長代理、役員及び関係委員の方に出席をしていただきました。

15日、松本市平和記念式典に会長に出席をしていただきました。

22日、農地転用現地調査に塩原至委員と村山委員に対応をしていただきました。

26日、長野県食と農業農村振興審議会に会長に出席をしていただきました。

本日ですが、この後、現地視察研修となりますので、お願いいたします。

27ページ、当面の予定です。

資料にはありませんが、9月11日、四賀有機センター運営委員会が四賀支所302会議室で午後2時から開催され、久保委員に出席をしていただきます。

12日、常設審議委員会の後、長野県農政部との意見交換会に会長に出席をしていただきます。

17日、農業者年金加入推進特別研修会が松本市浅間温泉文化センターで開催されます。加入推進部長の方は出席をお願いします。

18日、松本市農林業功労者表彰審査会に会長と会長代理に出席をしていただきます。

24日の転用の現地調査は、百瀬委員と小林委員です。よろしくお願いします。

30日が定例総会となります。よろしくお願いします。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について何かご発言がある方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いいたします。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターからの情報提供をお願いします。

草田係長。

草田係長

本日、農業農村支援センターの山戸主査は欠席ですので、本日お配りした資料をまたご覧いただきたいと思います。

続いて、事務局からの連絡事項も続けてさせていただきます。

本日お配りしましたスマート農業実演見学会についてのお知らせです。

農政課からの情報提供になっています。

9月2日、午後2時、場所は神田1丁目の圃場です。最新の農業機器について、実演、操縦体験、実際に導入した農業者からの使用感を伺える機会

となっています。スマート農業に関心、興味のある方に参加していただくとともに、周りに興味のある方がいらっしゃいましたら、お声がけをいただきたいと思います。

応募の締切りは、昨日までとなっていますが、まだ受付可能ということで、最終締切りは1日の月曜日までとなっています。

申込方法は、QRコードから申込みいただくか、農政課に直接ご連絡をお願いします。

当日、熱中症対策として、飲物を用意しますので、参加ご希望の方は、必ず事前に申込みをお願いいたします。

詳細につきましては、農政課の経営支援担当にお問合せください。

それと、本日、農業相談の手引、そして令和6年度の農政概要をお配りいたしました。また業務の参考にさせていただきたいと思います。

この後の研修・視察の流れについてですが、1時から農政課の方がこちらに見えて、座学で獣害についての研修をしていただきます。

それが終わった後に、マイクロバスと公用車に乗って、丸田と上野地区へ視察に行きたいと思っています。

車ですが、基本的には歴史の里からバスに乗車された方は、そのままマイクロバスに乗っていただいて、直接梓川支所に見えた方は、こちらで準備した公用車に乗って移動をしていただきたいと思います。

お昼御飯は、11時半にこちらに着く予定となっていますので、しばらくお待ちいただくことになると思います。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

その他全体を通じまして委員の皆さんから何かありましたら、お願いします。

上條信太郎委員からこの頃の水の状況についてお願いします。

上條農業委員

この間、中信平で水の取水制限するっていう話をしましたがけれども、一応続けております。水はもう十分にありますがけれども、昨年度、東京電力との水のやり取りで、大変東京電力のほうのダムの水を出していただいて、世話になったという経過がありますので、ダムのほうに十分な水を用意して発電に使ってもらおうというようなことで、お互いの信頼関係も、こういった現実的な中での水の調整というのも日々ありますので、十分に水があるときには、我々のほうもそういうような対応をさせていただくということで、稲刈り始まっておりますけれども、遅い作型もありますので、十分に今、水が流れておりますので、お伝えいただきたいと思います。

それから、稲作のところで、水のかけ流しという、こういう指導があったということで、全く改良区に相談ないまんま農協のほうでそういう指導を出したということで、大変問題になりました。

農業委員の方で、こういうことはもう絶対駄目ですので、理想的にはいいですけれども、そんな水一滴もありませんので、一番取水としては少ない

時期に入っています。余裕がないということで、そのときに米のことばかり考えて水のかけ流しをという、その言葉を使った指導があったようですので、もうきつく農協のほうにはそういうクレームとして上げておきましたので、そのことは承知しておいてください。そんなことはあり得ないことですので。

また、西関東のほうから今後の10年間にわたっての梓川水系の取水計画がこの間出てきました。皆さん方、多分見れば驚く。そんな水のかけ流しができるような水の取水計画になっていませんので、もうどうして農協はこんなことをやっているのかということで、この間、中信平の理事会、それから梓川でも大変な問題になったということだけはお伝えしておきます。

大切に使っていただくということに尽きると思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかの皆さんで、この機会に、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

すみません、少しだけお時間いただきまして、最近また鉄の盗難が増えています。実は、ちょっと梓川地籍じゃなくて、隣接の安曇野市の三郷だったんですけれども、うちで借りている圃場を含めて7か所、一晩に水路にかけてある馬入れの蓋を持って行かれてしまいまして、多分60センチぐらいの水路を渡ろうとすると、そこにかける蓋が、多分今、鉄骨、業者にお願いすると、1か所13万円ぐらいかかるようなことで、全て所有者の自己負担で用意しなきゃいけないということで、非常に問題になっております。

高齢の方から借りているうちも農地だったもんですから、私のほうで鉄板用意して、現場溶接するような形で、もう持って行かれないような形にしたんですけれども、それでも1か所数万円ぐらいはかかります。

警察の方とも話をしたんですけれども、もう全国的に安曇野は鉄板取り放題の地域だということで外国人の方の中では有名だそうです。本当にこれでもうすぐ稲刈り始まって、コンバイン入れなきゃいけないというところに行って、現場に行ったらないということがないようにご注意いただきたいのと、あといろいろな話を聞く中では、溶接をして、1枚が4メートルぐらいあるような長さにしちゃうとか、重くて、ちょっと大人2人ぐらいじゃ持てないとかってというようなことをするっていうのが1つの対策になりますので、事前にそういった場所があって、注意が必要な方は、ぜひしていただければいいかなと思いますので、情報提供としてお伝えいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ほかに。

濱委員。

濱農業委員

前、柳澤さんの意見で、作業料金有的时候に、オペレーターの何かあったときの補償はどうなるっていう話があって、農協の共済もあるしっていうお話をしたんですけども、そのとき私、ころっと忘れていて、国の労災も掛けられますので、ぜひ検討していただければいいかと思います。

特に、機械へ乗る方は、ハイランドの窓口でやってもらえますので、1回掛ければ、あとはもう継続でどっといっちゃいますので、そこで検討していただいて、労災だったら、親が亡くなって、20歳以下の子供がいる場合は、子供の面倒まで見てもらえますので、ぜひこれ、検討事項で周知してもらえればというふうに思います。

以上です。

議長

ありがとうございます。
ほかに。

[質問、意見なし]

議長

ありがとうございました。
以上で本日の案件は全て終了しました。
円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
お疲れさまでした。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 2 番

議事録署名人 3 番
